

Q：有機表示した焼酎を売り出したいのですが、どのような基準があるのですか？

A：消費者の有機食品に対する関心が高まる中、酒類において有機表示する場合の基準を明確にし、表示を適正なものにするため、「酒類における有機等の表示基準」(国税庁告示第7号)が平成12年12月に定められ、平成13年4月から適用されました。この表示基準では、次の2つの表示方法が規定されています。

1 有機農産物加工酒類の表示

一定の基準を満たした有機農産物加工酒類には、“有機焼酎”、“有機リキュール”などの有機表示ができます。

2 有機農産物などの使用表示

有機農産物加工酒類の基準を満たしていないが、原材料として有機農産物などを使用している場合に使用表示ができます。

まず、「1 有機農産物加工酒類」の基準のポイントは3つあります。

原材料 原材料として、有機農産物、有機農産物加工食品及び有機農産物加工酒類(以下 有機農産物等)の使用割合が95%以上であること。例えば、いも焼酎の場合、原料の麴米や芋はJAS法で定められた有機農産物の格付けを受けたものを使用しなければなりません。

製造管理 原料の受け入れから製品の出荷まで、他の原料、製品との混合や薬剤による汚染が

ないように具体的かつ体系的に管理されていること。JAS法のように登録認定機関による認定は必須ではありません。また、有機表示できない酒類との製造施設の共用は可能です。しかし、適切な管理体制を作るため、品質管理責任者を置き、内部規程やマニュアルの作成、適切な管理を客観的に証明するための詳細な記録が求められます。

ラベル表示 種類や品目に近接して「(有機農産物加工酒類)」と表示されていること。文字や書体の大きさは酒類や品目の文字と同じであること。例えば、“本格焼酎(有機農産物加工酒類)”などとラベル表示しなければなりません。

次に、「2 有機農産物などの使用表示」の基準のポイントは2つあります。

ラベル表示 種類や品目に近接して「(有機農産物使用 %)」と表示されていること。

使用表示の方法 酒類名や商品名と一体的な表示でないこと。例えば、“有機いも使用”とはできませんが、“有機いも使用焼酎”とはできません。また、使用表示に使用する文字は、有機農産物の使用割合が50%以上の場合、商品名の文字サイズよりも小さいこと、50%未満の場合、“お酒は二十歳になってから”などの文字サイズを越えないこととなっています。

以上、表示基準の概略について説明しましたが、詳しくは、食品工業部にお問い合わせ頂くか、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。(食品工業部)

「酒類における有機等の表示基準」フロー図

